

美浦村障害者活躍推進計画

【主旨】

令和2年6月14日に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、障害のある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組みを確実に推進していくため、国及び地方公共団体に「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「障害者活躍推進計画」）の作成及び公表が義務化されました。

1. 機関名 美浦村役場
2. 任命権者 美浦村長
3. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
4. 美浦村における障害者雇用に関する課題
美浦村役場において、現在法定雇用数内の雇用ではありますが、引き続き障害者の採用を幅広く検討していきます。
5. 目標
 - ・採用に関する目標
計画期間内に任免状況通報等を確認しながら採用を検討します。
 - ・定着に関する目標
現在働いている方へのケア及び状況確認等を行い、働きやすい環境づくりをサポートします。
6. 取組内容
 - ・障害者の活躍を推進する整備体制
 - ① 障害者雇用推進者として障害者人事担当者を選任する。
 - ② 組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関である公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。
 - ③ 役割分担については人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。
 - ・障害者の活躍の基本となる職務の選出
障害者の能力や希望を踏まえ、人事評価時に業務の適切化や周囲の職員の対応等、必要に応じて検討を行う。
 - ・障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
採用をする障害者については試験・面談等により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

美浦村障害者活躍推進計画

【主旨】

令和2年6月14日に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、障害のある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組みを確実に推進していくため、国及び地方公共団体に「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「障害者活躍推進計画」）の作成及び公表が義務化されました。

1. 機関名 美浦村教育委員会
2. 任命権者 美浦村教育委員会 教育長
3. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
4. 美浦村における障害者雇用に関する課題
美浦村教育委員会において、現在法定雇用数内の雇用ではありますが、引き続き障害の採用を幅広く検討していきます。
5. 目標
 - ・採用に関する目標
計画期間内に任免状況通報等を確認しながら採用を検討します。
 - ・定着に関する目標
現在働いている方へのケア及び状況確認等を行い、働きやすい環境づくりをサポートします。
6. 取組内容
 - ・障害者の活躍を推進する整備体制
 - ① 障害者雇用推進者として障害者人事担当者を選任する。
 - ② 組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関である公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。
 - ③ 役割分担については人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。
 - ・障害者の活躍の基本となる職務の選出
障害者の能力や希望を踏まえ、人事評価時に業務の適切化や周囲の職員の対応等、必要に応じて検討を行う。
 - ・障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
採用をする障害者については試験・面談等により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。